

記 者 発 表 資 料
平成 19 年 3 月 14 日
(担当) 交通局高速電車部営業課
(直通) 022-712-8329

地下鉄車両へのアスベスト含有部品の使用について

平成 18 年 9 月 1 日、改正労働安全衛生法施行令が施行され、0.1%を超えるアスベストを含有する全ての製品について、その製造と新たな使用（現に使用されているものを除く）が禁止されました。

しかしながら、本市地下鉄の一部車両において、下記のとおり、平成 18 年 9 月 1 日以降に車両改修をした際に搭載した装置にアスベスト含有の部品が使用されていたことが判明しましたので、ご報告します。

尚、当該部品は鉄道車両床下の機器内部に密封状態で使用されていたもので、飛散の恐れはありません。

記

1 使用部品

部 品 名：コンプレッサー用ガスケット
使用個数：4 個（1 編成 4 車両分）
納 入 日：平成 18 年 8 月 22 日

2 使用期間：平成 18 年 11 月 27 日～平成 19 年 3 月 12 日

3 使用にいたった経緯

装置納入会社の手違いによりアスベストを含有したガスケットを使用したコンプレッサーが納入され、昨年 9 月中に当該製品を車両に搭載し、11 月 27 日から営業に使用したものです。

4 判明にいたった経緯

- ・平成 19 年 2 月 23 日：宮城労働局が、アスベスト含有製品使用の実態調査
- ・ 同 3 月 7 日：該当製品が無いことを確認し、宮城労働局へ回答
- ・ 同 3 月 9 日：宮城労働局より、装置納入会社がアスベスト含有部品を使用した製品を交通局へ納入した実績があることを別途厚生労働省に報告しているとの、連絡を受ける
- ・ 同 3 月 9 日：再度、装置納入会社に照会
- ・ 同 3 月 12 日：昨年 8 月 22 日、0.1%を超えるアスベストを含有したガスケットを使用したコンプレッサーが納入されていたことを確認

5 対策

当該車両のガスケットは 3 月 12 日に対策品（ノンアスベスト）に交換しました。

なお、過去に納入され車両（6 編成分）に搭載したコンプレッサーに、アスベストを含有したガスケットが使用されていることも判明したため、法令違反ではないものの 3 ヶ月以内を目途に、アスベストを含有しない部品に交換します。